

京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）第16条第2項において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、令和5年12月20日付け京都市達都住政第25号により以下のとおり命令しましたので、法第22条第13項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和5年12月20日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地  
株式会社巴建設 代表取締役 立川 雄一  
滋賀県草津市南笠東二丁目7番35号

2 当該特定空家等の所在地  
京都市東山区耳塚通正面下る塗師屋町601番3

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等は、条例第2条第3号アに規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である空家等であり、なおかつ、屋根の崩落など、劣化が著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和6年2月21日

(都市計画局住宅室住宅政策課)